

標準的な審理の流れ

**申立て準備**

「未成年後見人の仕事と責任について」及び「未成年後見人選任の審判の申立てについて」をお読みください。

申立書類等チェックリストに記載した書類の準備をしてください。

**申立て**

準備した書類を家庭裁判所にお持ちいただくか、郵送してください。

**家庭裁判所調査官による調査**

申立人調査（面接）  
未成年後見人候補者調査（面接）  
未成年者調査（面接）  
親族への照会

申立人及び未成年後見人候補者には、家庭裁判所にお越しただいで、申立てに至るいきさつや未成年者の状況、後見人候補者の適格性に関する事情をお尋ねします。

未成年者については、その意思や心身の状況を確認するため、家庭裁判所での面接や家庭訪問を実施します。

必要に応じて、未成年者の非親権者や親族に書面等で意向を確認します。

**審判**

家庭裁判所が、提出書類や調査の結果等を総合して判断します。  
未成年後見人を選任した旨（または申立てを却下する旨）の審判書が郵送されます。  
未成年後見人が就任した旨が未成年者の戸籍に記載されます。

**財産目録・収支予定表の作成・提出**

未成年後見人に選任された方は、選任後1か月以内に未成年者の財産状況を調査し、財産目録・収支予定表を家庭裁判所へ提出してください。

作成のための書式は、審判書と一緒に送付します。

**後見事務の監督（誕生月自主報告）**

未成年後見人には、未成年者の誕生月になれば自主的に、後見事務報告書・財産目録・預貯金通帳の写し等を、家庭裁判所へ提出していただきます。